

令和4年度
第3回
定期監査報告書

(環 境 部)

環 境 政 策 課

清 掃 リ サ イ ク ル 課

公 園 緑 地 課

青 梅 市 監 査 委 員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項および第4項の規定による監査

2 監査の対象部署

環境部 環境政策課、清掃リサイクル課、公園緑地課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とした。

4 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までの財務に関する事務の執行等

5 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年2月27日まで

説明の聴取 令和5年2月9日

6 監査の実施内容

監査の対象部署から提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などを行うことにより、監査を実施した。

なお、監査の実施については、青梅市監査基準に準拠している。

第2 監査の結果

監査に当たっては、予算の執行が公正妥当であるかとの観点から判断したところであり、監査対象部署の所管する財務に関する事務等については、提出された関係諸帳簿等の書類審査および関係職員からの説明聴取ならびに現地確認などにより監査した限りにおいて、法令等にもとづき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、公印の管理、資金前渡による現金および郵券等の管理についても適正に行われていることを確認した。

今後も適正かつ円滑な事務の執行に努められたい。

なお、監査対象部署の事務取扱いの一部に、検討、改善が必要と認められる事項が見受けられたので、要望事項として記載する。

1 事務分掌

青梅市事務分掌規則に定めるとおりである。

2 予算の執行状況（令和4年9月30日現在）

(1) 歳入 （単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	調定額	収入済額	調定額に対する収入率
環境政策課	一般	85,430,000	25,734,889	24,493,838	95.2
清掃リサイクル課	一般	728,354,000	286,935,457	234,410,977	81.7
公園緑地課	一般	20,892,000	6,423,781	6,200,581	96.5

(2) 歳出 （単位：円、％）

課	会計区分	予算現額	支出済額	予算現額に対する執行率
環境政策課	一般	55,158,000	14,368,436	26.05
清掃リサイクル課	一般	2,904,182,000	1,069,451,735	36.82
公園緑地課	一般	361,996,000	102,905,285	28.43

3 要望事項

各課に対する要望事項については、以下のとおりである。

(1) 環境政策課

ア 公衆トイレについて

公衆トイレについては、平成22年度の監査で、将来的に改修工事が発生してくることや清掃委託料等経費がかかること、また、周辺観光地のトイレの設置状況や公衆トイレの利用状況等も勘案

し、今後の存続等の対応について要望したところであり、35か所あった公衆トイレを整理し、現在では27か所の維持管理に努めている。

しかしながら、令和4年度においても1,340万円余と多額な維持管理経費が見込まれていることや、使用頻度が低い場所もあることなどから、引き続き、都市公園、児童遊園、運動広場等の公衆トイレの配置も含め検証し、地域の方々と調整の上、今後の存続等について検討されたい。

また、駅前公衆トイレの清掃業務委託における清掃報告書によると、ごみの放置など、一部の使用者の心ない行為が見受けられた。

引き続き、誰にでも気持ちよく使用してもらうよう対策を検討されたい。

イ おうめ水辺の楽校運営協議会親水事業について

市では、おうめ水辺の楽校運営協議会親水事業として、「がんばれあゆっ子2022」など趣向を凝らした4件の事業を実施している。

対象は小中学生とその保護者であり、内容は主に水生生物調査、川の安全講習、炭焼き体験、魚のつかみ取りなどである。

自然と触れ合える貴重な学習機会となっているため、今後も安全に配慮し、継続的に開催することを要望する。

なお、開催場所については、多くの小中学生が、それぞれの場所で自然環境をより身近に感じてもらうことなどを考慮し、多摩川、霞川のほか、成木川や黒沢川など様々な場所で実施することも検討されたい。

また、この事業の募集広報には、複数の共催者や協働事業である旨の表記があったが、事業の受託者との関係が分かりにくいことなどから、今後は市の主催事業であることを明記し、市民に分かりやすい広報となるよう努められたい。

ウ 青梅市スズメバチ等の巣除去費補助金について

青梅市スズメバチ等の巣除去費補助事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、防護服の無料貸出しを

停止したことにより、その代替措置として開始したものであるが、今年度の交付状況を見ると、令和5年1月までに148件に達し、従前の防護服の貸出件数をはるかに超える状況となっている。

スズメバチ等の巣の除去は、防護服を着用しても危険を伴うため、専門業者に依頼することで安全に対処できることから、市民のニーズを捉えた効果的な補助制度であると考えます。

今後、防護服の貸出しを再開した後における当該補助事業の終期については、ニーズを的確に把握した上で判断するよう要望する。

エ 地球温暖化対策の推進について

昨年、市長は「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和4年度を「脱炭素元年」と位置づけ、市民、事業者、行政が一体となった取組を通じ、「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）の実現」を目指すとしている。

市では、これまでも、庁内におけるクールビズやウォームビズの推進、職員エコアクションといった省エネ行動の実施、市民に対する「おうめ省エネセルフチェックシート」の作成、複数の事業者との包括連携協定の締結など、取組が進められているところである。

カーボンニュートラルの実現までは27年、またカーボンハーフの実現までは7年と期限が定められていることから、これまでの取組を生かし、目標達成に向けた具体的行動を加速させ、着実に対応するよう要望する。

(2) 清掃リサイクル課

ア 青梅市環境美化推進報償金について

青梅市環境美化推進報償金は、各自治会等が年間を通して行う美化活動、ごみ減量運動、ごみ抑制の啓発等に対し、その活動を維持、推進することによって、生活環境の保全ならびに資源循環型社会のまちづくりを図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、自治会および地区環境美化委員会へ交付している。

当該報償金の交付要綱では、年度当初からの活動が円滑に進む

よう、毎年4月に交付すると定めているが、例年各自治会の総会後に報償金の基礎数値が確定することなどから、6月の交付となっている。

平成22年度の定期監査においても要望したところであるが、例年4月に交付できない状況であれば、事業内容を検証し、実務と一致するよう要綱の見直しを検討されたい。

なお、要綱の見直しに当たっては、「報償金」の意義を再確認し、報償金の交付時期、使途条件等を含め、適正な執行となるよう対応されたい。

イ 青梅市環境美化委員連合会補助金について

青梅市環境美化委員連合会補助金は、青梅市環境美化委員連合会（以下「連合会」という。）に対して、その活動に必要な経費と運営に要する費用の一部を補助し、一般廃棄物の適正処理、ごみ減量等による環境美化および市が行う施策への協力ならびにその他の連合会活動の円滑な促進を図ることを目的として交付している。

当該補助金の交付要綱では、交付時期を毎年4月と定めているが、例年5月末に開催される連合会総会で承認された予算をもとに交付申請が行われるため、6月の交付となっている。

また、令和3年度の実績報告書に繰越金が計上されており、内容を確認したところ、例年補助金の一部を繰り越し、翌年度当初から補助金が交付されるまでの事業活動に充てているとのことである。

補助金は、特定の事業等を育成、助長するために、公益上必要と認められた場合に支出するものであり、繰り越すべき特別の理由がない限り、会計年度独立の原則により単年度で整理することが望ましい。

年度当初に補助金が必要となるならば、交付申請を早めさせるなど、要綱に沿った事務となるよう要綱の見直しを含め検討し、補助金の透明性を高めるよう努められたい。

ウ 指定収集袋について

指定収集袋は、10枚を1パックとして外装袋に入れて販売され

ているが、ごみ削減の観点から見ると、この外装袋をなくしていくことも必要と考える。

市民のごみ減量意識のさらなる向上のためにも、外装袋の見直しについて、製作コストを勘案した上で検討されたい。

また、指定収集袋は、清掃リサイクル課においても販売しているが、袋の種類やサイズごとの在庫は管理していないとのことであった。

指定収集袋は商品であることから、今後は受払簿等を作成し、日々の記録と定期的な棚卸しなど、適正に在庫管理を行うよう要望する。

(3) 公園緑地課

ア 緑の募金の取扱いについて

緑の募金は、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する募金活動で、森林の整備、緑化の推進の意義を広く都民に呼びかけ、森林の持つ水源かん養や環境保全等、多面的な機能を維持し、都市緑化の推進を通じて都民の生活環境の安定、向上を目的に行われている。

また、この募金は、募金協力団体等が行う森林整備活動等に対し、交付金として還元されており、地域の森林環境の保全、緑化推進等に寄与している。

令和4年度、市では306,948円の交付金を受け、公園緑地等に関するアンケート調査の返礼品や緑地保全地区の案内看板の作製などに活用したとのことである。

この交付金の経理を確認したところ、公園緑地課長名義の口座で管理していたが、市の事業として交付金の申請を行っているのであれば、市の歳入、歳出として執行することが望ましい。

この交付金にかかる事務取扱いの経緯を確認の上、関係部署と協議し、より適正な執行となるよう検討されたい。

また、募金は、市民、企業等から広く集めた善意であるため、募金額や交付金の活用状況を市のホームページなどで公表し、市民の募金に対する関心をさらに高めるよう努められたい。

イ 公園・緑地・児童遊園樹木手入れ業務委託の執行について

公園・緑地・児童遊園樹木手入れ業務委託にかかる4月の業務日誌を確認したところ、報告のあった業務延べ日数84日と、請求書の業務延べ日数88日とに4日分の差異があった。

受託業者の記入誤りで、支払に間違いはなかったとのことであるが、他の月の報告にも差異が散見されている。

市が発注する業務の履行状況、請求内容を確認することは基本的な事項である。

本業務委託を含め、業務の履行状況、報告内容、請求内容等に対し、確認体制を整え、内容をよく精査した上で執行するよう要望する。

ウ 児童遊園の在り方について

児童遊園は、児童福祉法にもとづき、児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにするため設置するものである。

市では51か所の児童遊園を設置し、適切な管理、運営のもと、子育て支援にかかる社会環境の形成に大きく寄与しているものと評価するところである。

しかしながら、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増大や少子化による利用者の減少等、児童遊園を取り巻く環境を踏まえると、将来的に整理、統合することや都市公園へと位置づけを変更することなど、改めて検証することも必要と考える。

今後の展望を見据え、計画的かつ効果的な児童遊園の在り方について検討されたい。